

立川のたいこぼん
推奨認定審査会・品評会
募集要項

主催：一般社団法人 立川観光コンベンション協会

1.趣 旨

◇立川市内で販売されている商品の中から、立川の名産品として独自性に富み、かつ高品質なものを『立川観光コンベンション協会推奨認定品 立川のたいこぼん』商品として認定し、立川の発展とイメージアップに役立てることを目的とします。

2.募集期間

◇随時 ※詳細は下記応募方法をご参照ください。

3.審査日時

◇申込から概ね 2 か月以内。審査員の招集が可能な日時で審査。

4.応募資格

◇立川市内及び周辺の生産・製造業者、またはその承諾を得た販売業者であること
◇立川観光コンベンション協会の会員であること、あるいは認定の際に入会すること

5.応募商品

◇立川市内の店舗で販売されている商品であること

◇商品のどこかに「立川らしさ」があること

例：立川産の素材を使っている
商品の形・パッケージ等が立川ならではのデザイン
立川で長年親しまれている
商品に込められた立川への想い

◇登録可能点数は、1事業所で 3 商品まで

色違いやトッピング違い等、関連商品の場合には1商品群として出品することも可能です。

但し、行政及び外郭団体の登録についてはこの限りではありません。

6.応募方法

◇所定の申込書に必要事項を記入し、メール、郵送、FAX いずれかでお送りください。

※認定を受けた場合、申込書に記載いただいた商品情報を発表させていただきます。
誤りのないようご記入ください。

7.商品搬入

◇審査を希望される商品を前日もしくは、前々日までに事務局へご納品ください。

①試食用(食品のみ) → 審査員 3 名程度の試食用。

必要に応じて事務局で切り分けさせていただきます。

②撮影用

→ サンプルやダミーでも問題ございません。

8.認定審査

◇審査委員会

立川観光コンベンション協会が審査委員会を構成し、立川の名産品として推奨するにふさわしい商品か否かについて審査します。

◇審査基準

当協会が別途定める審査要綱に準じます。

◇認 定

審査に合格した商品には、『立川観光コンベンション協会推奨認定品 立川のたいこぼん』として認定されます。認定期間は交付年度の翌年度末です。

※期間満了後更新可能。更新の際、審査はありません。

◇手 数 料

新規交付手数料	20,000 円(1 事業所につき)
年度更新手数料	10,000 円(1 事業所につき)

※別途、立川観光コンベンション協会年会費が発生します。

※お申込み・審査は無料です。

6.特 典

◇優れた商品として推奨認定を受けると次の特典が用意されています。

- ① 立川市キャラクター「くるりん」を用いた商品(くるりんラベルシリーズ)の開発ができます。
- ② 立川市内のイベント等でのPR展示、臨時出店の機会が得られます。
- ③ 立川観光コンベンション協会が観光ガイドを作成、あるいは立川市を PR する際には、認定された商品の広報を優先的に行います。
- ④ 認定シールを贈呈いたします。認定された商品のパッケージや店頭ポップ等に貼付してPR などにご活用いただけます。
- ⑤ プロカメラマンによる商品の写真撮影をいたします。自社商品の PR 用写真等としてご利用可能です。
- ⑥ 認定された商品を「のーかるバザール」にて販売することができます。
- ⑦ 立川のたいこぼんを紹介するチラシの作成し、市内外問わず PR を行う他、立川商工会議所ニュースに折込みを行い、約 3000 の企業に周知できます。
- ⑧ 新規商品は立川商工会議所会報誌にて特集記事を掲載します。

7.合否発表

審査結果は合否にかかわらず出品者へ通知します。また認定された商品は、当協会ホームページ「たちかわ観光ナビ」及び立川商工会議所ニュース等を通じて公表します。

8.そ の 他

- ① 立川のたいこぼんとして登録された商品に、事故や不具合(食中毒等)があった場合は認定登録を取り消させていただきます。
- ② 製造・販売事業所は万一の対応に一切の責任を負っていただきます。
- ③ お申込時にご提出頂く商品 PR 文や販売価格等の情報は、該当商品を当協会 HP や広報誌等で PR させていただく際に予告なく引用させていただく場合がございます。価格や商品情報等に変更が生じた際には速やかに事務局までご連絡ください。

その他ご不明な点は事務局までお問い合わせ下さい。

〒190-0012 立川市 曙町 2-8-28 TAMA MIRAI SQUARE 4 階

TEL: 042-512-5270(代) / FAX: 042-512-5275

MAIL: y.inoue@tachikawa.or.jp 【担当: 井上】